

平成27年3月29日改訂

# 社会福祉法人 原町成年寮

定款 細則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人原町成年寮(以下法人という)定款第9条のただし書きの規定に基づき、日常の軽易な業務についての理事長の専決事項について定めるものである。

(専決事項の範囲)

第2条 専決事項の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理に関する事項
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他、やむを得ない特別の理由があると認められるもの  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係わる契約であって、予算の範囲内のもの  
ただし、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合には、理事会において選任する他の理事が専決する。
- (5) 建設工事請負や物品購入等の契約のうち、法人経理規定第57条に定める契約  
ただし、予定価格が250万円未満のものに限る。
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合には、理事会において選任する他の理事が専決する。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得および改良のための支出並びにこれらの処分  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。  
当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合には、理事会において選任する他の理事が専決する。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却および廃棄。  
ただし法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預かり金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受け入れに関すること。  
ただし、上限は500万円未満とし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(報告義務)

第3条 理事長は専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

(細則の変更)

第4条 この細則の変更は、評議員会の同意を得て、理事会の議決に基づく。

(附 則)

第4条 この細則は2015年4月1日より実施する。